

平成20年8月29日
橿原市水道局

単品スライド（増額）の運用基準について

このことについて、建設工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」）の請求に基づき、請負代金額の変更となる場合の運用基準については、当分の間、「奈良県土木部単品スライド(増額)の運用基準について(平成20年8月6日)」(以下「奈良県運用基準」という。)を適用することとします。ただし、奈良県運用基準中の1.(2)、6.及び附則については下記のとおりとします。

記

1. 主要な工事材料

(2)(1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、6.の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができることとした場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

6. 部分払時の取扱

建設工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した工事であっても、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができるものとする。

附則

1. 施行日：この通知は、平成20年8月29日から施行し、適用する。